

## 建築基準法第 51 条に係る産業廃棄物処理施設について

## 1 申請者

長野市大字大豆島 3397 番地 6  
直富商事株式会社 代表取締役 木下 繁夫

## 2 建築場所又は築造場所

長野市大字大豆島字上之島 3397 番 7

## 3 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

用途地域：工業専用地域  
敷地面積：8,956.27 m<sup>2</sup>  
主要用途：産業廃棄物処理施設  
工事種別：用途変更  
建物規模：

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	4,666.84 m <sup>2</sup>	369.16 m <sup>2</sup>	5,036.00 m <sup>2</sup>
延べ面積	4,514.20 m <sup>2</sup>	672.59 m <sup>2</sup>	5,186.79 m <sup>2</sup>

処理内容及び処理能力：

施設名	処理品目	処理能力	
		現況	計画
破砕施設	廃プラスチック類	なし	14.311 t/日

## 4 申請理由

本申請は、申請地にある既存の倉庫を、「廃プラスチック類の破砕」を行う産業廃棄物処理施設に用途変更するものです。

申請者は、申請地東側の敷地にある本社工場において、平成 11 年より金属類の処理を主とした産業廃棄物の処理事業を行っています。平成 14 年に、本社工場において廃棄物処理法及び建築基準法の許可を受けて「廃プラスチック類の破砕」の処理事業を開始しました。平成 25 年には、本社敷地西側の第二工場（申請地）を取得して、廃プラスチック類等の倉庫として使用しております。

今回、作業の効率化を図るため、本社工場にある廃プラスチック類の破砕機を第二工場に移設し、本社工場で行っていた「廃プラスチック類の破砕」の処理事業を第二工場で行おうとするものです。

なお、申請地の用途地域は、工業の利便を増進するために定められ、住宅の建築が制限されている工業専用地域であり、住宅地からは一定の距離があります。また、これまで地域からの苦情も寄せられておりません。

以上により、本申請に対し長野県都市計画審議会の議を経たうえで建築基準法第 51 条ただし書きの許可を行うにあたり、本申請に係る敷地の位置について長野市都市計画審議会の意見を伺うため、付議するものです。